

化学物質の管理と排出抑制

「化学物質管理システム」を活用して、管理対象化学物質の使用状況を把握管理

三菱電機グループ(国内)では1997年から自主的に管理対象化学物質を規定し管理しています。特に、製品含有化学物質に関しては、国内・海外での部材・部品の購買情報を取り込んだ化学物質管理システム「MelHARo-Web」を用いて管理しています。2021年度からはこの「MelHARo-Web」への入力情報を、欧州化学物質庁^{※1}のSCIPデータベース^{※2}にも登録する機能を追加しました。こうした管理面での取組に加え、将来法規制の対象となることが予測される化学物質の使用量を計画的に削減していくといった取組も実施しています。

事業所から排出される化学物質も化学物質管理システムを活用して管理しており、化管法^{※3}(PRTR^{※4}制度)が指定する物質やVOC(揮発性有機化合物)などの排出移動量を管理しています。また、硫酸化物(SOx)や窒素酸化物(NOx)などについても、事業所所在地の法規制に基づく自主管理基準を設けて管理しています。今後もこれらの物質の使用状況を正確に把握管理し、ムダ取り活動を進めます。

※1 欧州化学物質庁: European Chemicals Agency (略称: ECHA)。化学物質管理を所管する欧州連合の機関

※2 SCIPデータベース: Substances of Concern In articles as such or in complex objects (Products)。ECHAが管轄する、製品に含まれる化学物質情報のデータベース

※3 化管法: 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

※4 PRTR: Pollutant Release and Transfer Register。人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれる移動量を事業者自らが把握して行政庁に報告し、行政庁は事業者からの報告や統計資料を用いた推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度

→化学物質の排出・移動量の詳細はP.34「マテリアルバランス」を参照ください。

2020年度のPRTR法対象物質の排出・移動量(三菱電機グループ(国内))

